



「うっかり車検を切らした直後に従業員がそのトラックで交通事故を起こし、女性に重傷を負わせた。後遺症が残った事もあり1千万円を越す賠償をする事に…」

自賠責がきかず
政府保障事業で

国が支払ってくれたが最近、利息を含めて弁償するよう国交省から通知がきた。とても払えないのと弁護士や税理士に相談した結果、会社を解散する事に…。建設業や産廃処

**車検切れ
人身事故**

**超の賠責で
会社解散へ**



「売上減で止むなく休業する事になったが、従業員を解雇せずに国の助成金(中安金)を活用しようと職安に行ったら、会社の役員(取締役)を兼務して役員報酬を貰っている従業員は対象にならない…と言われた。どうすればいいの?」

とB社から問い合わせがありました。賃金の80~90%を助成する中安金(中小企業緊急雇用安定助成金)は、国の不況対策の大きな柱です。実質は賃金でも形式的には役員報酬になつてい

**従業員との給与形で助成金!
兼務役員は給与態の対象に!**

理業の許可の廃業手続きと併せてどうすれば…?とA社から相談がありました。政府保障事業への保障金請求権は、ひき逃げ・無保険車・泥棒運転による被害者に認められていますが後日、加害者への求償権を国が行

使します。「車検を車屋に任せていたのが失敗だった」と社長は

悔やみますが、会社を解散しても官報への公告が必要で、国が察知してクームを付けると清算は認められず、債務超過で裁判所に破産の申し立てをする事になる恐れも…。何事も管理が大切ですね。

る兼務役員はよく見かけます。当初従業員でも優秀な人は役員に昇格し一定の経営に参画する事があります。そこで問題になるのが、給与の支給を①賃金とするか②役員報酬とするか、または

①と②の両方にするか…です。雇用保険に加入していて保険料を払っていても②の分は認めない、というのが職安の見解です。B社は遅って雇保の資格を喪失し①だけになった時点で取得し直して、対象OKに!!

